

滝川市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

I 行動計画策定の背景

1. 新型インフルエンザについて

- ◇ ほとんどの人が免疫を確定していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- ◇ 新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成 24 年 4 月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、平成 25 年 4 月に施行された。
- ◇ 特措法は、新型インフルエンザ等が発生した場合の、国、地方公共団体等の責務や発生時における措置等を定めており、国全体として体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしている。

3. 滝川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- ◇ 特措法の施行を受け、滝川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）を作成する。

II 対策に関する基本的な方針

1. 対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

2. 対策の基本的考え方

- (1) 発生前の段階では、市民に対する啓発、業務計画等の策定など、発生に備えた事前準備を周到に行う。
- (2) 国内発生当初の段階では、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等などで感染拡大スピードを抑制する。
- (3) 国内外の発生当初等の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等を踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し対策を講じる。また、常に新しい情報を収集し、適切な対策を講じる。
- (4) 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。また、社会の情

勢を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

- (5) 地域の実情に応じて、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）や道と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮及び工夫を行う。

3. 対策の留意点

◇ 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、制限等の要請が行われる場合には市民に対して十分説明し、理解を得る。

◇ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備え、さまざまな措置を講じることができるよう制度設計されているが、どのような場合でも法に規定する措置を講じるというものではない。

◇ 関係機関相互の連携・協力の確保

政府対策本部、北海道対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図り、総合的な対策を推進する。

◇ 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 被害想定

	滝川市	北海道	全国
人口（平成 22 年度）	43,170 人	5,506,419 人	128,057,419 人
罹患者数（25%）	約 10,792 人	約 138 万人	約 3,200 万人
受診者数	約 4,380 人～ 約 8,430 人	約 55 万 9 千人～ 約 107 万 5 千人	約 25,000,000 人
入院患者数	約 180 人～ 約 670 人	約 2 万 3 千人～ 約 8 万 6 千人	約 53 万人～ 約 200 万人
死亡者数	約 60 人～ 約 220 人	約 7 千人～ 約 2 万 8 千人	約 17 万人～ 約 64 万人
1 日当たりの 最大入院患者数	約 35 人～ 約 140 人	約 4.3 千人～ 約 1 万 7 千人	約 10 万 1 千人 約 39 万 9 千人

- ・ ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等の宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的な要因に左右される。
- ・ 人口は平成 22 年度国勢調査を使用

5. 市行動計画の主なポイント

行動計画主要7項目

項 目	主な内容
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府が緊急事態宣言を発出した場合は、直ちに特措法に基づく「滝川市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、全庁一体となった取組を推進する。 ※ 政府が緊急事態宣言を発出する前は、必要に応じて、任意の対策本部を設置する。
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染予防の啓発と感染拡大防止策の実施のため、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供する。
(3) まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ● マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがいの実施等基本的な感染対策を周知する。 ● 入院措置、健康観察等の感染症法に基づく措置をとる。 ● 北海道が実施する以下の感染拡大防止策への協力をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出の自粛要請 ・ 施設の使用制限の要請 等
(4) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への予防接種を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき全市民を対象として予防接種を実施する。 ● 特定接種を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣の登録を受けた事業者及び新型インフルエンザ等対策に携わる公務員への予防接種を実施する。
(5) 医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅で療養する患者への支援をする。 ● 北海道が実施する医療体制及び患者搬送体制等の整備に協力する。 ● 臨時の医療施設を開設するにあたっての協力をする。
(6) 市民生活・地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資、資材の備蓄に努める ● 要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供など）を実施する。 ● 火葬・埋葬の特例による実施
(7) サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し、体制実施の判断に活用するとともに、市民や関係機関等に提供する。

Ⅲ 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制整備をする 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えて体制整備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大をできる限り抑制 適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑制 市民生活への影響を最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活の回復を図り、流行の第二波に備える 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 連携体制の確認等 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内会議において対応協議 任意の市対策本部設置検討 	<ul style="list-style-type: none"> ★緊急事態宣言発令時 市対策本部を速やかに設置し、緊急事態に係る対策の実施 ※緊急事態宣言発令前は必要に応じ任意の対策本部を設置 		<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じ対策の縮小等を判断 ★緊急事態宣言解除時に、市対策本部を廃止
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供、共有について庁内外の体制整備等 継続的な情報提供 感染予防策の普及 相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手にとって適切な方法による提供 相談窓口の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況や今後実施される対策に係る情報の提供 市民への情報提供と注意喚起 相談窓口の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波発生の可能性などについての情報提供 情報共有体制の維持 相談窓口体制の縮小等 	
まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがいの実施等基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがいの実施等基本的な感染対策の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがいの実施等基本的な感染対策の実践 職場対策、地域対策の要請 学校等に対する臨時休業等の要請 道が行う患者対策、濃厚接触者対策への協力 市の施設の閉鎖、主催行事の中止等について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の縮小、中止 職場対策、地域対策の要請解除 学校に対する臨時休業等の要請解除 濃厚接触者対応の縮小、中止 	

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の体制整備 登録事業者の登録手続き等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備、実施 特定接種の広報・相談 住民接種の準備、情報提供等 住民接種の広報、相談 住民接種の実施 			<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた市民への予防接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> 道の医療に関する対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 道の医療に関する対策への協力 		<ul style="list-style-type: none"> 在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問診療、医療機関への移送等） 道の医療に関する対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 道の医療に関する対策への協力
市民生活・地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の体制整備 火葬能力等の把握 必要物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への除法提供 一時的に遺体を安置する施設の確保に向けた準備 事業者に対し、職場における感染対策に向けた準備を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等） 遺体の火葬、安置 ★緊急事態宣言時 水の安定供給 生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等） 遺体の火葬、安置 ★緊急事態宣言時 水の安定供給 生活関連物資等の価格の安定 要援護者への生活支援 火葬炉の稼働等 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者への必要な支援の継続 ★緊急事態宣言時 これまでの措置の縮小もしくは中止
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報の収集 国、道のサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報の収集 国、道のサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報の積極的な収集 国、道のサーベイランスへの協力 		<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報の収集 国、道のサーベイランスへの協力

IV 参考 ～関連用語集～

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザはウイルスの抗原性が大きく異なる。

○緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると政府が認めた時に発する宣言のこと。

○サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視すること。